

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3111号)

令和6年8月13日

横情審答申第3111号

令和6年8月13日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和5年7月20日旭高第844号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

令和5年6月14日旭高第535号により行った「令和5年3月31日付旭高第2905号決定書へ封入漏れしたと、本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして非開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。と記載の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第2979号）写しを令和5年5月11日訪問し手交受けしたが、手交するに稟議した施行文書一切」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和5年3月31日付旭高第2905号決定書へ封入漏れしたと、本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして非開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。と記載の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第2979号）写しを令和5年5月11日訪問し手交受けしたが、手交するに稟議した施行文書一切」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和5年3月31日付旭高第2905号決定書へ封入漏れしたと、本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして非開示とした決定は、取り消すべきものとは認められない。と記載の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第2979号）写しを令和5年5月11日訪問し手交受けしたが、手交するに稟議した施行文書一切」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年6月14日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

答申を手交するための稟議は行っておらず、本件審査請求文書は作成も取得もしていないので、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため不開示としたものである。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、本件処分に係る不開示決定通知書の「1 開示請求に係る行政文書」欄に「別紙のとおり」と記載しておきながら別紙を封入せずに行った本件処分は違法であり、取り消した上で本件審査請求文書の全部の開示を求める、と要約される。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、実施機関が審査請求人への横浜市情報公開・個人情報保

護審査会答申（答申第2979号）の写しの提供に関し稟議した際の施行文書と考えられる。

(2) 本件審査請求文書の不存在

ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第2979号）の写しは一度審査請求人に送付しており、令和5年5月11日に審査請求人に窓口で写しを提供したことは稟議を行っていない。そのため、本件審査請求文書は作成又は取得しておらず、保有していない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件処分に係る非開示決定通知書にて「別紙のとおり」としておきながら別紙を封入せずに行った不開示決定は違法であると主張する。

しかし、当審査会で確認したところ、封入が漏れていた文書は、当該不開示決定通知書の別紙であるが、実施機関は、同年6月20日付で不開示決定通知書の副本とともに審査請求人に送付しており、そのことを踏まえれば、本件処分に関する瑕疵は治癒されたものと認められる。

イ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 7 月 20 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 5 月 9 日 (第31回 第四部会)	・審議
令和 6 年 6 月 6 日 (第32回 第四部会)	・審議